



'78

12月号

■発行／鹿部村 ■編集／企画課 ■製作／札幌ほくしん



とじておきましょう

ことし四月に新入学する児童の身体検査が行われました。このあと知能テストが実施されました。が、幼児教育の成果を発揮し、先生の質問などに活発に答えていました。



新入学児童の  
身体検査



## 広報しかべ

故の原因となるので避けなければなりません。小ささみに修正するときも、早めに正しいハンドル操作を行うようにします。片手ハンドルや不確実にハンドルを握つていると、ハンドルをとられるのでハンドルは確実に握るよう心がけて下さい。

後輪が横すべりした時は、クラッチを切り、ハンドルは横すべりした方向に軽く切つて修正し、静かにクラッチをつなぐようにした方がよく、あわててブレーキを踏まないよう注意することが大切です。

## 3、冬道でのブレーキ操作

積雪・凍結路面での、急ブレーキは、スリップや横すべりを起こし危険ですので、早めに早めにボンピング・ブレーキを使って止まるようにします。

カーブでの急ブレーキは、車輪がロックされ、いくらハンドルを操作しても車は直進を続けるのでカーブにさしかかる前に十分減速しておこなうことが、ブレーキ操作の決め手です。又付着した氷雪のため、ブレーキの制動効果が低下することがあるので、車体の氷雪はすみからすみまで、よく除いておくことが大切です。



## 『鹿部村郷土資料研究会』

## 発足!

研究会メンバー  
代表 中村 健一  
(鹿小)

神原 晟至  
(鹿小)

多賀谷 智  
(鹿小)

宝金 仁三郎  
(鹿小)

(教委)

「郷土を知ろう」ということで、今度鹿部村郷土資料研究会が発足しました。

この研究会の趣旨としては、郷土の産業・経済・文化・教育・観光等をVTRに撮影し、学校教材及び観光PR用に供することを目指しています。

現在鹿部村教育研究所では小学校三・四年生用の社会科の副読本として郷土学習用の「しかべ」をまとめおり、五十三年末に完成の予定です。

この作業と平行してVTRによる「目で見る鹿部」を完成し、学習に役立てようとのねらいです。

また、村外からの観光客も増加しており鹿部を目で紹介し、観光宣伝にも役立てる予定です。

今年一年間の作業日報を組み、年末にはフィルム編集を終了し、五十四年一月から使用できるようと考えております。

1、総集編  
2、各分野別編

編集は

(一)教育文化  
(二)観光  
(三)行政  
(四)産業経済

## ◆老人医療費無料化の年令引下げについて◆

老人医療費の無料化は従来七十歳以上の老人と六十五歳以上のね

たきり老人が対象となっていましたが、二月一日より家族的条件を附して六十五歳まで年令を引き下げるようになりました。

対象者の家族的条件とは

一、老人の単身世帯 年令引下げについて◆

二、老人夫婦世帯(配偶者が六十歳以上でもよい)

三、老人と子供の世帯(十八歳未満の子供)

※尚、十八歳以上の子供がいても次の場合は対象となります。

イ、子供が重度心身障害者

ロ、子供が学生の場合は二十歳未満のもの

ハ、子供が生死不明の場合

二、子供が拘禁されている場合

ホ、子供が社会福祉施設に入所している場合

ヘ、子供が長期療養者の場合

ト、子供が抑留されている場合などです。

満六十五歳から六十九歳までの方で該当するのではないかと思われる方は役場民生課までお問い合わせ下さい。

# 昭和52年分所得の申告日程決まる!

—今年は各地域で……必ず申告を—

(申告日程)

月 日	時 間	場 所	月 日	時 間	場 所
3月1日	9時～16時	大岩公民館	3月6日	9時～16時	本別集荷所
2日	〃	鹿部会館(旧信金) あと	7日	9時～12時	〃
3日	〃	宮浜生活館	7日	13時～16時	出来納集会所
4日	〃	宮浜児童館			

(役場からは日時・場所を指定されますが、都合のわるい方は上記の期間中各会場で申告して下さい。)

●持参するもの

- ①印鑑 ②生命保険の52年中に支払った領収書 ③障害者手帳 ④医療費控除を受ける場合は領収書
- ⑤役場からの通知書

※申告をしない場合は諸控除を受けられないと同じに、法にもとづき罰せられますので必ず申告して下さい。

昭和五十三年一月一日現在所有している土地・建物・償却資産について課税する固定資産税の台帳を右記日程で役場税務課において縦覧致しますので、お知らせ致します。

三月一日～十五日  
一 固定資産課税台帳  
縦覧期間一

## 国民健康保険税の納入について



昭和五十三年  
度分の保険税も  
全納期が過ぎま  
したが、村全体  
で82%（2/4  
現在より納入  
されておらず、  
未納されている  
方は特段の御協  
力をお願い致し  
ます。

保険税は道路  
船揚場、公営住宅等の公共施設の  
建設にあてるものではなく、国民健  
康保険に加入している皆さんのが  
療代を病院への支払にあてるもの  
です。このため保険税が納入されな  
いと病院へ支払うことに支障をき  
たし、金融機関より高い利息で借  
金をし、病院へ支払うことになり  
ます。

保険税は道路  
船揚場、公営住宅等の公共施設の  
建設にあてるものではなく、国民健  
康保険に加入している皆さんのが  
療代を病院への支払にあてるもの  
です。このため保険税が納入されな  
いと病院へ支払うことに支障をき  
たし、金融機関より高い利息で借  
金をし、病院へ支払うことになり  
ます。又滞納保  
険税が増え、保  
険税の納入率が  
悪いと国からの  
補助金も減額さ  
れることになつ  
ております。この補  
助金の減額分も  
合せて来年度の  
保険税に上積さ  
れて行くことにな  
なり結果的に保  
険税の納入が遅れる以上のことか  
ら国民健康保険に加入している他  
の人にも迷惑をかけることにな  
りますので国民健康保険は相互扶  
助によって成り立っていることを  
御理解され未納保険税を早急に納  
入されるようお願い致します。



確認をしてください！

未納を、そして納入を



保険税  
固定資産税  
村道自動車税  
軽自動車税



もうすぐ  
一年生

ことし四月に、鹿部小学校に入  
学する児童の名簿ができました。  
入学対象児童は、昭和四十六年  
四月二日から四十七年四月一日ま  
でに生まれた者で、総数一〇三名  
となっています。

なお、名前等に誤りがありまし  
たら、教育委員会学校教育係（T  
EL三一二四、三一二五）へ連  
絡ください。

鹿部地区

大岩地区

官浜地区

本別地図



工藤医院は、一月二十五日に、めぐまれない人々のためにと、社  
会福祉協議会に一万七千二百八十円を寄贈しました。

ありがとうございます!!

漁業離職者援護

## 措置について

住所の変更届は

忘れず

とおりです。

転入届（あらたに市町村の区域  
内に住所を定める場合）

あらかじめ届出が必要となりました。

■届出後六週間は契約できません。  
また、価格が著しく高いときや、  
利用目的が各種の土地利用計画な

このたび政府においては、「国際協定の締結等に伴なう漁業離職者に対する臨時措置法」及び関係政省令を制定し、北洋漁業等の従事者で、減船のため失職した方々の救済を実施することとなり、該当者には訓練待期手当又は、就職促進手当（最高月額八四、三〇〇円）等を支給することとしております。

この援護措置を受けるためには、「漁業離職者求職手帳」の交付を受けなければなりませんが、この手帳の申請期限は特別の場合を除き『昭和五十三年四月一日』までとなつておりますので、対象となるような方は北海海運局函館支局所（〇一三八一四二一五七三二）もしくは函館公共職業安定所森出張所（〇一三七四一一一三三三八）に問合せください。

住所の居住に関する事業を把握するために、住民基本台帳があります。

今日のように生活圏が広域化し、人口の移動が激しい状態においては、市町村の機関のみではその実態の把握が困難であり、どうしても住民からの住所の変更などに関する正確な届出が必要となります。

この台帳は、わたくしたちの日常生活での住所、世帯などについての公証、選挙人名簿の登録、国民年金の受給、就学、印鑑登録など権利関係の基礎となる大切なものです。

また、市町村が自治の運営を行なうためにも貴重な資料となります。

住民が住所の変更などで届出を行なわなければならないものは、次にするためにも貴重な資料となります。

十四日以内  
転居届（同一市町村の区域内に  
おいて住所を変更する場合）  
十四日以内  
転出届（市町村の区域外へ住所  
を移す場合）事前に  
世帯変更届へ属する世帯又は、  
その世帯主に変更のある場合）  
十四日以内  
なお、正当な理由がないのにこ  
れらの届出をしない場合や虚偽の  
届出をしますと住民基本台帳法に  
基づき罰せられることがあります。  
お問い合わせは役場民生課へ。

**土地取引には、国土利用  
計画法に注意しましょう**

土地の投機的取引と地価高騰の  
抑制を大きな目的として、昭和四  
十九年十二月、国土利用計画法が  
施行され、土地を取引する場合は

**土地取引には、国土利用  
計画法に注意しましょう**

- 届出が必要な土地取引の面積
  - 市街化区域二千平方メートル以上  
以上
  - 市街化区域以外の都市計画区域五千平方メートル以上 平方メートル以上
  - 都市計画区域以外の区域一万平方米以上
- この場合、個々の取引面積が小さくとも、売る方が買う方が計画的に右の面積以上の取引をするときも、届出が必要です。
- 届出は、土地の所在する市町村役場へ。(届出書用紙は、市町村役場、支庁にあります。)

- 町村長が取引の中止や変更の勧告をすることがあります。
- 届出が必要な取引であるのに届出がなかつた場合は、六ヵ月以下の徴役又は三十万円以下の罰金に処せられることもあります。
- 届出が必要な面積の住宅地分譲の場合で、分譲業者があらかじめ知事又は市町村長の確認を受けた価格以下で分譲するときには、届出は必要ありません。  
お問い合わせは、  
役場企画管財課へ。